

# 被共済者の加入について

## Q1, 現場で働いている役員は建退共制度に加入できますか？

- ① 企業の役員は加入できませんが、例外的に加入できる場合があります。

建退共制度は、現場労働者を広く対象としていますので、「従業員性」が認められる者で、かつ、現場労働者的な面がある者については、加入が出来ます。ただし、役員報酬を受けている方は加入できません。

## Q2, 過去に建退共の退職金を受領しましたが、再度加入することができますか？

- ① 退職金受領後に、改めて、建設事業所に雇用され、建設現場で働く場合は、加入の対象となります。

この場合は、新規加入扱いとなりますので新たに手帳申込手続きを行って下さい。

## Q3, 労働者の加入について、労働者個人が加入の手続きをとれるのでしょうか？

- ① 労働者個人が加入手続きをとることはできません。

建退共制度は、事業主がその雇用する労働者について退職金共済契約を締結し、掛金を払うものですから、事業主が加入しなければ、労働者だけが加入するということではできません。

事業主は、共済契約を締結したときに雇用している労働者又は共済契約締結後に新たに雇用した労働者が建退共の対象者であれば、速やかに共済手帳の交付を申請しなければならないことになっています。